

1 創業支援資金の申込み【申込者⇒金融機関】

創業支援資金の融資を受けようとする者は「創業計画書」及び「添付資料一式」を金融機関に提出

※企業診断を要する場合は、「川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書（以下「診断申込書」という。）」を添付

※アーリーステージ対応資金の申込者で、税務申告を1期以上終えている場合は「創業計画書」を省略可

2 金融機関による融資審査

(1) 金融機関は、記載内容、自己資金要件、添付資料等を確認・融資審査（※1）

(2) 融資審査を通過した場合、企業診断の要否により、**3-(1)**もしくは**3-(2)**に進む

=アーリーステージ対応資金は、企業診断の要否により、フローが異なります=

アーリーステージ対応資金の企業診断の要否について、次のいずれかに該当する場合、企業診断は不要です。

- ① 申込額800万円以下の者
- ② 税務申告を1期以上終えている者
- ③ アーリーステージ対応資金を再利用する者で、当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある者
- ④ 財団オーディション主催者賞選定者（選定の日から1年以内）の者

3-(1) 企業診断が不要な場合(スタートアップ創出促進資金を含む)

保証委託申込【申込者⇒金融機関⇒川崎市信用保証協会】

- ① 申込者は、金融機関に「保証委託申込書」等を提出
- ② 金融機関は、川崎市信用保証協会（以下「保証協会」という。）に「創業計画書・添付資料一式」及び「保証委託申込書」を提出
- ③ 保証協会から申込者に現地調査の日程調整の連絡・日程決定
- ④ 保証協会が申込者立会いのもと現地調査を実施

3-(1) 概ね1か月以内
条件の有無や審査経過により、
異なります

3-(2) 企業診断を要する場合(アーリーステージ対応資金で申込額800万円超等に該当)

川崎市の企業診断・保証委託申込【申込者⇄金融機関⇄川崎市金融課⇄保証協会】

- ① 金融機関は、「川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書」、「創業計画書・添付資料一式」を川崎市金融課（以下「川崎市」という。）に提出
- ② 川崎市で書類確認後、川崎市から保証協会に書類一式を送付
- ③ 保証協会による申込者の信用調査（※1）
- ④ 信用調査を通過した場合、金融課から申込者へ企業診断の日程調整の連絡・日程決定
- ⑤ 保証協会から金融機関に「保証委託申込書」等の提出について連絡
ア 申込者は、金融機関に「保証委託申込書」等を提出
イ 金融機関は、保証協会に「保証委託申込書」を提出
- ⑥ 保証協会から申込者に現地調査の日程調整の連絡・日程決定
- ⑦ 川崎市が依頼する中小企業診断士による企業診断を実施・
（同日または後日）保証協会が申込者立会いのもと現地調査を実施
- ⑧ 川崎市から保証協会、川崎市から金融機関を通じて申込者に「企業診断報告書」を送付

3-(2) 概ね1.5か月以内
条件の有無や審査経過により、
異なります

4 保証協会による保証審査・結果連絡

- (1) 保証協会による保証審査（※1）
- (2) 保証協会が金融機関に保証審査結果を連絡
- (3) 金融機関が申込者に審査結果を連絡

5 金融機関による融資実行

※1 審査の結果、御希望に添えない場合があります。